

I 地方財政を取り巻く状況

1 「新経済・財政再生計画」に基づく地方財政改革の取組（主なもの）

新経済・財政再生計画（R3.6.18閣議決定）

＜財政健全化目標＞

骨太方針2018で掲げた財政健全化目標（2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す）を堅持

地方行財政改革：

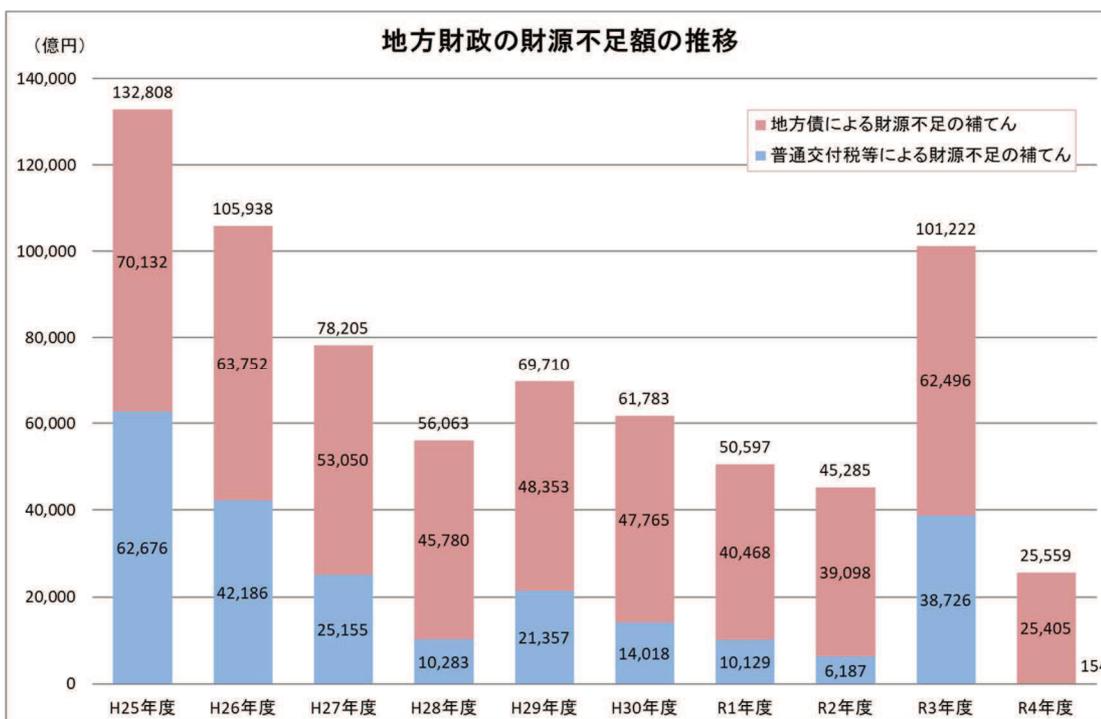
「2040年頃を見据えて課題をバックキャストし、必要となる取組を実行するとともに、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組む。」

2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
○まち・ひと・しごと創生事業費における成果の一層の反映				
「取組の成果」に応じた算定へ、5年間かけて引き続き段階的にシフト（R6年度までに配分割合の5割以上）				
○地方公会計の整備				
財務書類等の資産管理向上への活用、経年・団体間比較可能な形で「見える化」を推進				
○地方財政の見える化				
住民一人当たり行政コスト等を「見える化」、基金の公表、地方単独事業（ソフト）の見える化				
○公営企業会計の適用の拡大				
人口3万人未満団体の重点事業（下水道、簡易水道）について、R5年度までに公営企業会計を適用 ※人口3万人以上団体の重点事業はR1年度末時点で適用済み				
○公営企業の経営戦略の策定の推進				
公営企業の経営戦略の策定（R2年度までに策定率100%）			経営戦略の見直し（R7年度までに見直し率100%）	
○水道事業、下水道事業の持続的経営を確保するための取組の推進				
水道広域化推進プラン（水道事業）、下水道広域化・共同化計画（下水道事業）の策定、			具体的な方針に基づく取組を推進	

2 地方財政の財源不足と借入金残高

(1) 地方財政の財源不足

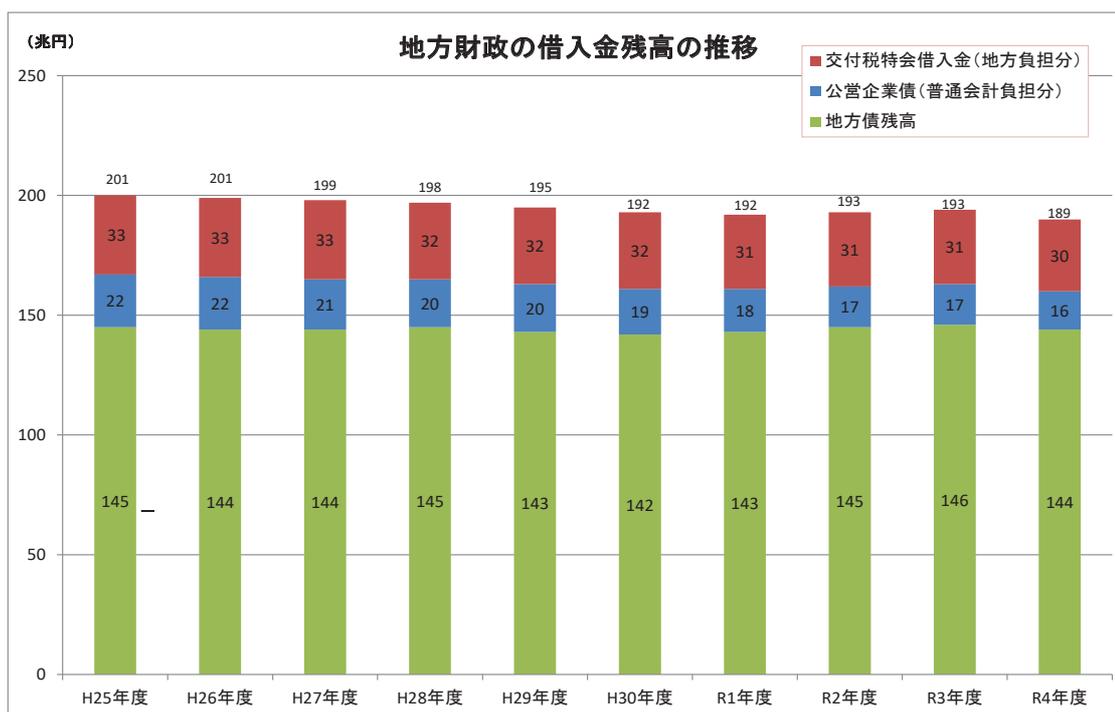
令和4年度は、地方税収入や国税5税の法定率分の増加が見込まれることから、財源不足額は大幅に減少して2.6兆円、地方財政計画の約2.8%の見込み。また、折半対象財源不足額は生じていない。



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

(2) 地方財政の借入金残高

地方財政の借入金残高は、令和4年度末で189兆円（見込み）。内訳は、交付税特別会計借入金残高(地方負担分)30兆円、公営企業債残高(普通会計負担分)16兆円、地方債残高144兆円。



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

3 令和4年度地方財政対策

(1) 令和4年度地方財政計画

ポイント

- 一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を上回る62兆円を確保
- 地方交付税総額について、前年度を上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を大幅に抑制
- 地域のデジタル化を推進するため、「地域デジタル社会推進費」0.2兆円を引き続き計上
- 「公共施設等適正管理推進事業費」について、「脱炭素化事業」を追加し、事業費を増額するとともに、「長寿命化事業」の対象を拡充した上で、事業期間を5年間延長
- 「緊急防災・減災事業費」について、消防本部における災害対応ドローンの整備や消防救急デジタル無線の機能強化を追加するなど対象事業を拡充

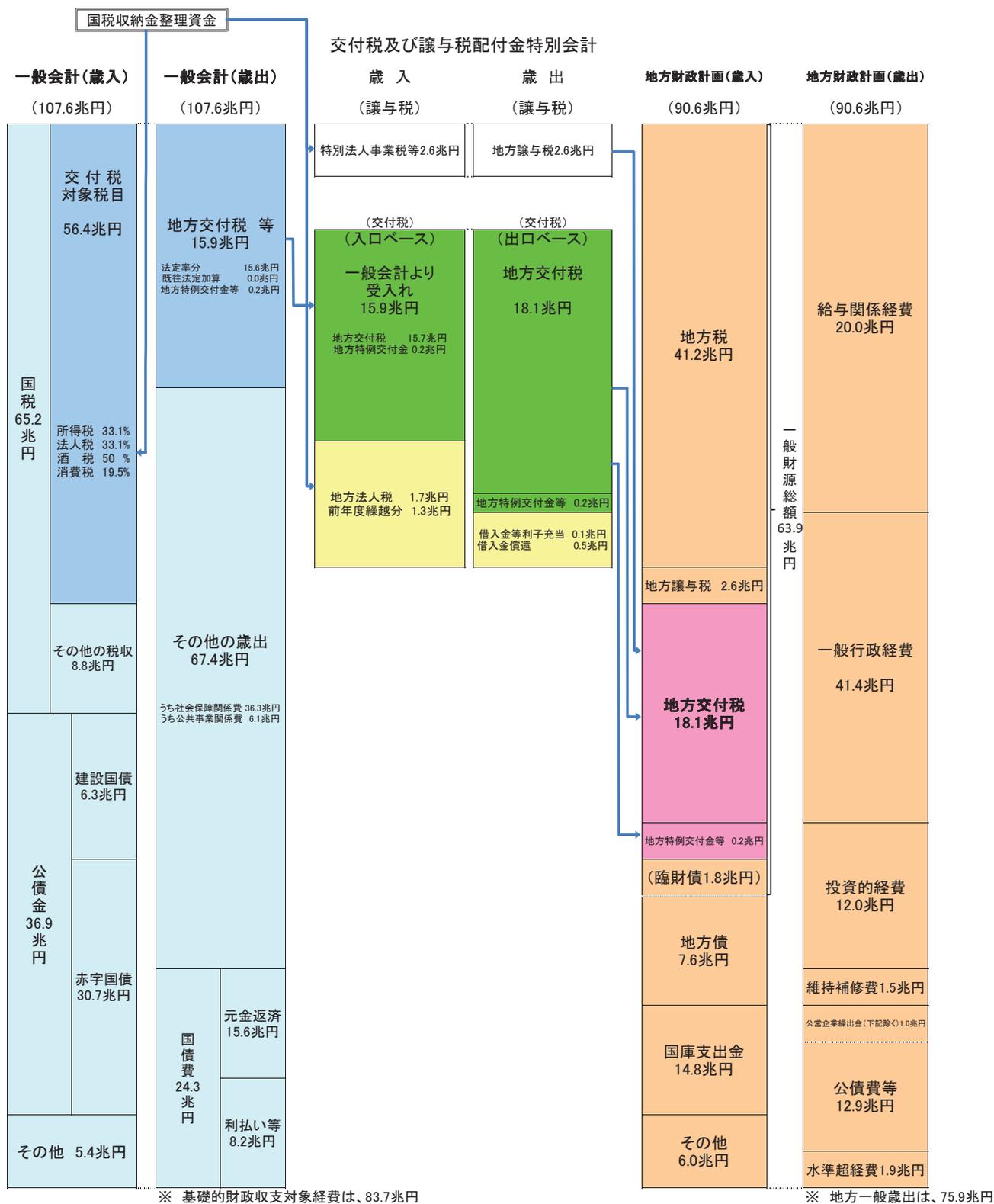
歳入歳出の概要（通常収支分）

（単位：兆円、％）

区 分		4年度	3年度	増減額	増減率
歳 入	地方税・地方譲与税等	44.0	40.5	3.7	9.1
	地方交付税	18.1	17.4	0.6	3.5
	国庫支出金	14.9	14.8	0.1	0.8
	地方債	7.6	11.2	▲3.6	▲32.3
	臨時財政対策債	1.8	5.5	▲3.7	▲67.5
	臨時財政対策債以外	5.8	5.8	0.1	1.1
	その他	6.0	5.9	0.1	1.8
	計	90.6	89.8	0.8	0.9
歳 出	一般財源 (水準超経費を除く)	63.9 62.0	63.4 62.2	0.5 ▲0.2	0.8 ▲0.3
	給与関係経費	20.0	20.2	▲0.2	▲0.9
	一般行政経費	41.4	40.9	0.6	1.4
	うち補助	23.5	22.9	0.5	2.3
	うち単独	14.9	14.8	0.0	0.3
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	うち地域デジタル社会推進費	0.2	0.2	0.0	0.0
	公債費	11.4	11.8	▲0.3	▲3.0
	維持補修費	1.5	1.5	0.0	1.7
	うち緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	投資的経費	12.0	11.9	0.1	0.4
	うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	0.6	0.5	0.1	20.8
	うち緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
その他	4.3	3.6	0.7	19.4	
計	90.6	89.8	0.8	0.9	

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

<国の予算と地方財政計画(通常収支分)との関係>



(注) 表示未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

(2) 令和4年度地方債計画

ポイント

- 緊急防災・減災事業について、対象事業を拡充することとし、5,000億円を計上
- 緊急自然災害防止対策事業及び緊急浚渫推進事業について、それぞれ前年度同額の4,000億円、1,100億円を計上
- 公共施設等適正管理推進事業を令和8年度まで継続し、脱炭素化に係る事業(令和7年度まで)を加えるとともに、長寿命化に係る事業の対象にダム(本体、放流設備等)等を追加することとし、5,220億円を計上
- 過疎対策事業及び辺地対策事業について、公共施設の老朽化対策の推進等のため、それぞれ5,200億円、530億円を計上

令和4年度地方債計画(通常収支分) (単位:億円、%)

項目	R4年度 計画額	R3年度 計画額	差引	増減率
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,905	16,098	△ 193	△ 1.2
2 公営住宅建設事業	1,090	1,103	△ 13	△ 1.2
3 災害復旧事業	1,127	1,141	△ 14	△ 1.2
4 教育・福祉施設等整備事業	3,707	3,319	388	11.7
5 一般単独事業	28,013	27,724	289	1.0
うち一般	2,411	2,322	89	3.8
うち地域活性化	690	690	0	0.0
うち旧合併特例	5,500	6,200	△ 700	△ 11.3
うち緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
うち公共施設等適正管理	5,220	4,320	900	20.8
うち緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
うち緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
6 辺地及び過疎対策事業	5,730	5,520	210	3.8
うち辺地対策	530	520	10	1.9
うち過疎対策	5,200	5,000	200	4.0
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	56,717	56,050	667	1.2
二 公営企業債	26,477	24,726	1,751	7.1
三 臨時財政対策債	17,805	54,796	△ 36,992	△ 67.5
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(334)	(241)	(93)	(38.6)
総計	101,799	136,372	△ 34,574	△ 25.4

※ 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(3) 令和4年度地方交付税

<令和4年度地方交付税総額の算定基礎>

- 地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1%相当額、酒税の50%相当額並びに消費税の19.5%相当額の合計額15兆6,404億円に国の一般会計における加算額（既往法定分）154億円を加えた15兆6,558億円と、地方法人税の全額1兆7,127億円、返還金1億円、令和3年度繰越金1兆2,561億円、交付税特別会計借入金償還額5,000億円、交付税特別会計借入金に係る支払利子額709億円を減額した18兆538億円（前年度比+6,153億円、+3.5%）となりました。
- 社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化等に取り組みつつ、地方が安定的な財政運営を行うことができるよう、一般財源の総額について、交付団体ベースで62兆135億円（前年度比+203億円、+0.0%）とし、前年度を上回る額が確保されました。

(単位:億円、%)

区分	令和4年度 当初予算額 A	令和3年度			増減額		増減率		
		当初予算額 B	補正額 C	補正後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)	
国 税	所得税(ア)	203,820	186,670	13,600	200,270	17,150	3,550	9.2	1.8
	法人税(イ)	133,360	89,970	38,900	128,870	43,390	4,490	48.2	3.5
	酒税(ウ)	11,280	11,760	-	11,760	△480	△480	△4.1	△4.1
	消費税(エ)	215,730	202,840	8,240	211,080	12,890	4,650	6.4	2.2
一 般 会 計	(ア)×33.1%	67,464	61,788	4,502	66,289	5,677	1,175	9.2	1.8
	(イ)×33.1%	44,142	29,780	12,876	42,656	14,362	1,486	48.2	3.5
	(ウ)×50%	5,640	5,880	-	5,880	△240	△240	△4.1	△4.1
	(エ)×19.5%	42,067	39,554	1,607	41,161	2,514	907	6.4	2.2
	小計	159,314	137,002	18,984	155,986	22,312	3,328	16.3	2.1
	令和2年度国税4税決算精算分	-	-	16,132	16,132	-	△16,132	0.0	皆減
	平成28年度国税4税決算精算分	△449	-	-	-	△449	△449	皆増	皆増
	過年度補正予算精算分	△2,461	△3,004	-	△3,004	544	544	△18.1	△18.1
	小計(法定率分等)	156,404	133,997	35,117	169,114	22,407	△12,709	16.7	△7.5
	既往法定加算等	154	4,746	-	4,746	△4,592	△4,592	△96.8	△96.8
臨時財政対策特例加算額	-	17,169	-	17,169	△17,169	△17,169	皆減	皆減	
計(一般会計繰入額) 〈入口ベース〉	156,558	155,912	35,117	191,029	646	△34,470	0.4	△18.0	
特 別 会 計	地方法人税法定率分	17,127	13,232	3,805	17,037	3,895	90	29.4	0.5
	令和2年度地方法人税決算精算分	-	-	3,840	3,840	-	△3,840	0.0	皆減
	平成28年度地方法人税決算精算分	-0	-	-	-	-0	-0	皆増	皆増
	返還金	1	1	-	1	0	0	92.4	92.4
	特別会計借入金償還額	△5,000	-	△8,500	△8,500	△5,000	3,500	皆増	△41.2
	特別会計借入金利子充当分	△709	△760	-	△760	51	51	△6.7	△6.7
	特別会計剰余金の活用	-	1,500	-	1,500	△1,500	△1,500	皆減	皆減
	地方公共団体金融機構の公庫債権金利 変動準備金の活用	-	2,000	△2,000	-	△2,000	0	皆減	0.0
	前年度からの繰越金	12,561	2,500	-	2,500	10,061	10,061	402.4	402.4
	翌年度への繰越金	-	-	△12,561	△12,561	-	12,561	0.0	皆減
計(一般会計繰入額含む) 〈出口ベース〉	180,538	174,385	19,700	194,085	6,153	△13,547	3.5	△7.0	
地 方 交 付 税	総額	180,538	174,385	19,700	194,085	6,153	△13,547	3.5	△7.0
	普通交付税	169,705	163,921	19,418	183,339	5,784	△13,634	3.5	△7.4
	特別交付税	10,833	10,464	282	10,746	370	88	3.5	0.8

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所があります。

(参考) 令和4年度震災復興特別交付税(見込) 1,069億円

○地方交付税総額の積算

- 令和4年度における国税4税の収入見込額の一定率分【加算】
 - 平成28年度国税4税決算における精算額及び平成20・21・令和元年度補正予算における臨時財政対策債振替加算相当額の減額分【控除】
 - 国の一般会計における加算(既往法定分等)【加算】
 - 臨時財政対策特例加算額【加算】
- 以上①～④の合算額が一般会計からの繰入額(いわゆる入口ベース)
- 地方法人税の法定率分【加算】
 - 交付税特別会計における返還金【加算】
 - 交付税特別会計における借入金等の償還額、利子支払額【控除】
 - 交付税特別会計における剰余金【加算】
 - 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用【加算】
 - 前年度からの繰越金【加算】

以上①～⑥の合算額が、令和4年度において地方公共団体に交付される地方交付税の総額(いわゆる出口ベース)

<令和4年度普通交付税の算定方法の主な改正>

I 「地域デジタル社会推進費」に対応した算定

地方公共団体が地域社会のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定する「地域デジタル社会推進費」については、前年度と同様の算定方法により、引き続き2,000億円程度を算定。

II 「まち・ひと・しごと創生事業費」に対応した算定

「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）については、「地域の元気創造事業費」（4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税）及び「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円程度）において引き続き算定。

このうち、「人口減少等特別対策事業費」の算定においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間を踏まえ、令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、令和4年度は「取組の必要度」に応じて3,400億円程度（道府県分1,120億円程度、市町村分2,280億円程度）、「取組の成果」に応じて2,600億円程度（道府県分880億円程度、市町村分1,720億円程度）を算定。

算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行う。

III 保健所の恒常的な人員体制の強化に対応した算定

感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、保健所において感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制の強化等に要する経費を算定。

IV 森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費に対応した算定

令和4年度において、森林環境譲与税が500億円に増額（市町村分を100億円増額）されることに対応し、森林環境譲与税を財源として実施する森林環境整備等の経費について、市町村分を100億円程度増額して算定。

V その他の算定方法の改正

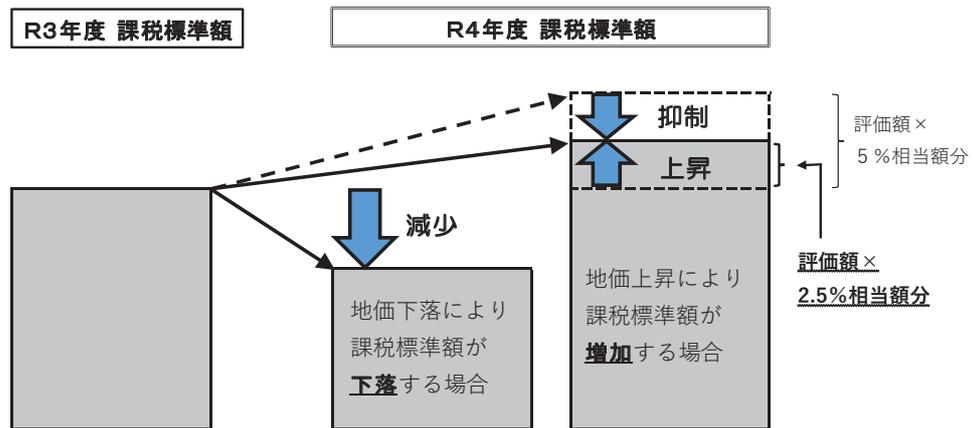
普通交付税の算定に用いる「65歳以上人口」、「75歳以上人口」、「世帯数」及び「林野及び水産業の従業者数」については、令和4年度から、令和2年国勢調査の数値を用いる。

4 令和4年度税制改正大綱（令和3年12月24日閣議決定）＊市町村税関係の主なもの

(1) 固定資産税（土地）の負担調整措置 [固定資産税・都市計画税]

景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする。（課税標準額が、評価額の60%を上回る場合は60%相当額、20%を下回る場合は20%相当額とする。）

【商業地等に係る令和4年度負担調整措置】



※住宅用地、農地等については、本則の負担調整措置を適用する。

※「商業地等」とは、地方税法附則第17条第4号に規定する「商業地等」をいい、宅地等のうち住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地をいう。

(2) 住宅借入金等特別税額控除の見直し [個人住民税]

所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれない額について、控除限度額（所得税の課税総所得金額等×5%（最高9.75万円））の範囲内において、個人住民税額から控除する。※減収額は全額国費で補填

【個人住民税の控除限度額】

現行	改正案
所得税の課税総所得金額等×7% (最高13.65万円)	所得税の課税総所得金額等×5% (最高9.75万円)

(3) 国民健康保険税に係る課税限度額の見直し [国民健康保険税]

- ・基礎課税額に係る課税限度額を65万円（現行：63万円）に引き上げる。
- ・後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円（現行：19万円）に引き上げる。※介護納付金課税額に係る課税限度額は17万円のまま据え置き。

(4) eLTAXを通じた申告・申請に係る対象手続きの拡大（令和4年4月1日～）

納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、実務的な準備が整ったものから順次、eLTAXを利用して行うことを可能とする。

(5) eLTAXを通じた電子納付の対象税目の拡大（令和5年4月1日～）

eLTAXを通じた電子納付の対象税目について、令和3年度税制改正において追加された固定資産税等4税目に加え、地方税統一QRコードの活用開始を契機として、「全税目」に拡大する。

6 公共施設等の老朽化対策

(1) 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定（平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請）※平成26～28年度の3年間で策定

<公共施設等総合管理計画の内容>
公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定状況>
令和2年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.9%の団体において策定が完了。
令和3年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うもの。

【取組の推進イメージ】

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの削減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

個別施設計画の策定（「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定）※令和2年度までに策定

<個別施設計画の内容>
公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策
次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】

(出典：総務省資料)

(2) 県内市町村における公共施設等総合管理計画の策定状況

平成28年度までに77市町村で策定済み。(原則令和3年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行う。)

(3) 個別施設計画の概要

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画(令和2年度までに策定)

《インフラ長寿命化基本計画に定める個別施設計画の記載事項》

- (1) 対象施設：道路や学校といった施設類型ごとに計画を策定
- (2) 計画期間：施設の定期点検サイクル等を考慮の上設定
- (3) 対策の優先順位の考え方：個別施設の状態、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化
- (4) 個別施設の状態等：個別施設の状態について施設毎に整理
- (5) 対策内容と実施時期：次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理
- (6) 対策費用：計画期間内に要する対策費用の概算を整理

7 地方公会計

(1) 統一的な基準による地方公会計

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準が設定されたことで、
①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③団体間での比較可能性の確保が促進されている。

(2) 地方公会計の意義

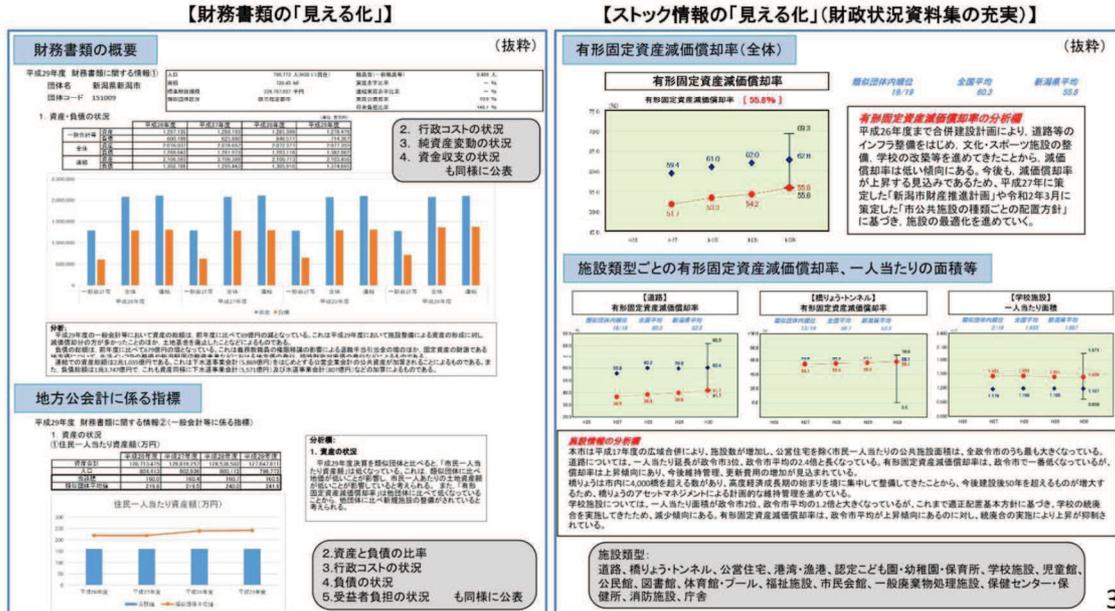
財務情報の分かりやすい開示による住民等への説明責任の履行や、財政の効率化・適正化を目的とし、従来の現金主義会計を補完するものとして、発生主義会計を導入。

この効果として、資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握、発生主義による正確な行政コストの把握、公共施設マネジメント等への活用等の効果が見込まれる。

(3) 地方公会計の「見える化」の推進

地方公会計の「見える化」の推進

統一的な基準による固定資産台帳や財務書類から得られた指標を用いた分析等を行い、公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活用されるよう、各地方公共団体の作成した財務書類の情報やストック情報(市全体、施設類型ごと)を比較可能な形で公表。



(出典：総務省資料)